令和5年 第2回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和5年5月12日 開会

令和5年5月12日 閉会

南種子町議会

令和5年第2回南種子町議会臨時会目次

第 1	号	(5月	12日)(金曜	日)		
1	. •	開	会·				3
1	. •	開	議 ·				3
1	. •	日程第	\hat{i} 1	会議録署名	名議員	員の指名 ・・・・・・・	3
1	. •	日程第	$\tilde{5}2$	会期の決定	슅 …		3
1	. •	日程第	£3	提案理由の	り説り	月 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
1		日程第	4	議案第19号	를 수	和 5 年度南種子町一般会計補正予算	
						(第1号)	4
		総務調	長該	5明			4
		質疑					5
		8番	: 上	.園和信君			5
		9番	濱	田一徳君			7
		4番	福	島照男君			8
		討論					10
		採決					10
1		日程第	5	議案第20号	를 수	予和5年度南種子町国民健康保険事業	
					甚	助定特別会計補正予算(第1号) ·····	10
		くらし	保領	建課長説明			10
		質疑					11
		8番	: 上	園和信君			11
		討論					11
		採決					11
1		日程第	6	議案第21号		う和 5 年度南種子町介護保険特別会計	
					有	甫正予算(第1号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
		くらし	保傾	津長説明			12
		質疑					12
		討論					12
		採決					13
1		日程第	7	議案第22号	를 수	う和 5 年度南種子町水道事業会計補正	
						予算(第1号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
		水道調	長該	5明	• • • •		13
		質疑					13

	討論	13
	採決	13
1.	日程第8 同意第2号 副町長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	町長説明	14
	質疑	14
	討論	14
	採決	14
1.	日程第9 同意第3号 監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	町長説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
	質疑	16
	討論	16
	採決	16
1.	日程第10 同意第4号 監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	町長説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
	質疑	18
	討論	18
	8番 上園和信君	18
	採決	19
1	関	20

令和5年 第2回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和5年5月12日

令和5年第2回南種子町議会臨時会会議録

令和5年5月12日(金曜日) 午前10時開議

1. 議事日程(第1号)

- ○開会の宣告
- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 提案理由の説明
- ○日程第4 議案第19号 令和5年度南種子町一般会計補正予算(第1号)
- 〇日程第 5 議案第20号 令和 5 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算(第 1 号)
- ○日程第6 議案第21号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ○日程第7 議案第22号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第1号)
- ○日程第8 同意第2号 副町長の選任について
- ○日程第9 同意第3号 監査委員の選任について
- ○日程第10 同意第4号 監査委員の選任について
- ○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- ○議事日程のとおり
- 3. 出席議員(10名)

1番	川卢	与田	行	博	君		2番	野	首	久	教	君
3番	平	畠		強	君		4番	福	島	照	男	君
5番	名	越	多喜		さん		6番	柳	田		博	君
7番	大	﨑	照	男	君		8番	上	園	和	信	君
9番	濱	田	_	徳	君	-	10番	塩	釜	俊	朗	君

4. 欠席議員(0名)

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩一郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職	名	E	£	4			耳	戠	名	7 	E	£	4		
町	長	小	園	裕	康	君	副	田	丁	長	小	脇	隆	則	君
総 務 i 選挙管理 事 務	果 長 兼 理委員会 局 長	羽	生	裕	幸	君	会兼	計管会計	章 理 十 課	! ! ! 長	河	野	美	樹	さん
企 画	課 長	稲	子	秀	典	君	くら	しほ	保健 認	果長	木	田	美	幸	君
福祉事	務所長	鮫	島	幸	紀	君	税	務	課	長	西	村	_	広	君
総合農	攻課長	山	田	直	樹	君	建	設	課	長	河	野	容	規	君
水道	課 長	向	江	武	司	君	保	育	園	長	才	Ш	いす	ドみ	さん
教育委員会 給食セン		松	山	砂	夫	君	教 社会	育多	\$ 員 育調	会果長	濱	田	伸		君
農業委事 務	員会 局長	羽	生	幸	_	君									

△ 開 会 午前10時00分

開議

○議長(塩釜俊朗君) ただいまから令和5年第2回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(塩釜俊朗君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって、3番、平畠 強君、4番、 福島照男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(塩釜俊朗君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長(塩釜俊朗君) 日程第3、町長提出の議案第19号から議案第22号及び同意第2号から同意第4号までの計7件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

「小園裕康町長登壇〕

〇町長(小園裕康君) それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、予算案件4件、人事案件3件でございます。

それでは、予算案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第 19 号は、令和 5 年度南種子町一般会計補正予算(第1号)でございまして、5,287万円を追加し、総額 54 億 3,287万円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、種子島宇宙学校プロジェクト公民連携包 括協定に伴う事業の関連費用及び国による子育て世帯・低所得世帯を支援する給付 金、人事異動等に伴う人件費が主なものでございます。

議案第 20 号は、令和 5 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号) でございまして、人件費の減額が主なもので、169 万 9,000 円を減額し、 8 億 3,486 万 6,000 円とするものでございます。

議案第 21 号は、令和 5 年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)でございまして、人件費の増額が主なもので、432 万 7,000 円を追加し、7 億 2,732 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 22 号は、令和 5 年度南種子町水道事業会計補正予算(第1号)でございまして、人件費の増額が主なもので、事業活動に伴う収益的支出を 114 万 4,000 円 増額するものでございます。

同意第2号は、副町長の選任についてでございまして、任期満了に伴い選任する ものでございます。

同意第3号は、監査委員の選任についてでございまして、識見を有する者の監査 委員として、任期満了に伴い選任するものでございます。

同意第4号は、監査委員の選任についてでございまして、議会議員選出の監査委員として後任を選任するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に説明を 申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長(塩釜俊朗君) これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第19号 令和5年度南種子町一般会計補正予算(第1号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第4、議案第19号令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

〇総務課長(羽生裕幸君) 議案第 19 号令和 5 年度南種子町一般会計補正予算(第 1号)について、御説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、新聞等でも報道がありましたが、5月 10 日に締結いたしました 種子島宇宙学校プロジェクト公民連携包括協定に伴う事業の関連費用と国による子育て世帯・低所得世帯を支援する給付金が主なもので、予算の総額に歳入歳出それ ぞれ 5,287 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 3,287 万円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。歳出予算から

主なものについて説明いたしますが、人件費については、4月の人事異動等に伴う ものでありますので説明は省略させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

4ページから5ページ、宇宙のまちづくり推進費については、種子島宇宙学校プロジェクト事業によるもので、800万円を追加するものであります。

次に、6ページから7ページ、母子福祉費については、子育て世帯への生活支援 特別給付金事業によるもので、1,078万8,000円を追加するものであります。

次に、8ページ、臨時特別給付金事業費については、電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援給付金事業によるもので、3,397 万1,000 円を追加するものでありま す。

次に、14ページをお開きください。

繰出金については、各特別会計への繰り出しによるもので、171 万 8,000 円を増額するものであります。

以上が、歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税 11 万 1,000 円を増額するものであります。

次に、国庫支出金については、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金、地方 創生臨時交付金の追加によるものであります。

最後に、繰入金については、種子島宇宙学校プロジェクト事業の財源として、みなみたね宇宙のまち応援基金から繰り入れるものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議に おいて、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願い いたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番(上園和信君) 3回しか質疑が出来ませんので。

まず第1点目、この会計年度任用職員の給料と報酬、この記載がありますけど、この給料と報酬の違いですね。それと、会計年度任用職員のフルタイム、1,869万9,000円が増額されています。これは、任用職員の給料月額の引き上げと捉えていいのか、それとも他にあるのかですね。まず第1点目はそれだけの回答をお願いします。

- **○議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- 〇総務課長(羽生裕幸君) 会計年度任用職員と言うのは、地方自治法の改正によりま

して、以前でありますと契約職員、パート職員、それらのものについての分が、法制化されて自治法上で会計年度任用職員と言う形で、全て制度化されてきたというのがここ近年の傾向でございます。それによって給与区分の支払い区分が変わったということで御理解いただきたいと思います。

それと、金額の増減についてでありますが、これについては幾分か見直しをされたところもございますが、全てにおいて増額したということではございませんで、それぞれ人事異動に伴うものでございましたり、4月1日の採用に伴うものであったりということでございますので、それらの増減を全て含めた金額ということで御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 8番、上園和信君。
- **〇8番(上園和信君)** この会計年度任用職員のフルタイムの雇用状況ですね、各部署 の。

それと、種子島宇宙学校プロジェクト監修・推進業務委託 400 万円。この説明を お願いいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 雇用状況というのは、ちょっと中身がはっきりとしないと ころですが、どういう御質問なのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 何人雇用しているかということ、各部署で。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) すみません。明確な資料をここに持ってきていませんので、今議会終了後、報告させていただきたいと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) 種子島宇宙学校プロジェクトの委託料400万円ということでございますけれども、今回のこの事業につきましては、種子島宇宙学校プロジェクトということで、総務課長からも説明がありましたとおり、5月10日に一般社団法人e-kagaku国際科学教育協会と株式会社JOINX、そして南種子町と3者において包括連携協定を結んだところであります。これにつきましては、宇宙サイエンスLABから専門性の高い学校の設置により、南種子町から世界で活躍できるデータサイエンティストの人材の育成、また、南種子町での宇宙サイエンスビジネスの創造の実現に向けて取り組みをするということでございまして、協定の内容については南種子町における宇宙サイエンスLAB(宇宙学校)の設立に向けて検討をするということと、宇宙サイエンスLABツアーの南種子町での開催、その他目的を達成するために必要な事項という事で連携協定を結んだと

ころでございます。今年度につきましては、本町におきまして年間のプロジェクトの監修、推進事業等、体験会や本事業の説明会等開催しまして、宇宙サイエンスLABスクールですけれども、こちらの運営をしていただくということで、400万円の委託料を計上してございます。他の予算につきましても、これに関連する予算となっておりまして、備品購入であったりとか費用弁償、補助金等を計上しているところでございます。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 今の宇宙学校プロジェクトについてですけども、私は以前からせっかくロケット基地もあって、この技術が集中した種子島、ここに大学でも持って来れないのかなという希望を持っておりました。将来的には例えば宇宙工学であるとか宇宙に関するいろんな知識を養う学校、これを南種子町に誘致すると、将来的には誘致をしたいという考えと理解してよろしいでしょうか。
- **〇議長(塩釜俊朗君**) 企画課長、稲子秀典君。
- O企画課長(稲子秀典君) 今回この協定を結んだ一般社団法人等につきましては、現在、e-kagakuという部分で通信制の学校も運営をしている関係がありまして、今回はそれをサポートするような形での一歩として進めて行きたいというところがありまして、学校設立に向けては県教委であったりとか文科省とかの認可等必要になってきますので、そちらも目指して行きたいという部分はありますけれども、まずはその足がかりとしてこういった塾的なものも開いていきながら、南種子町のおいてそういった人材を育成して行こうということにしておりまして、こちらについてはJAXAの方にも話をしまして協力をもらえるようになっております。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 少し簡単に言いますと、今回この話が持ち上がったのは、2016年4月にN高等学校ということでスタートしているところでありますが、ここのe-kagaku国際科学教育協会の北原先生と言う方が、全国のいろんな分野での特化された方々の頭脳を将来専門的な部分に生かして行きたいということで、そういう人材を育てたいということが始まりでありました。そして、現在も実際に12歳の子供でも昨年全国一番の優秀賞もいただいたお子さんもいますが、そういう方々が実際に人工衛星の部分に踏み込んでそういう能力を持たれた方がいて、実際にそういう子供たちが作るものについても企業が投資を仕出したりですね、実際それを今度は「是非うちで打ち上げさせてください。」とか、外国でもいろいろそういう分野に入ってきております。それで、幸いにここに宇宙センターもありまして、この鹿児島の南種子町でこれをスタートさせたいということで、100ヶ所全国で専門的な部分の学校を目指しているようであります。その一番最初ということで、ここに宇

宙のそういう人材を子供たちを集めてですね、そしてまた、地元の子供の中にもそ ういう興味を持たれた方がいますし、留学生にもおりまして、実際に宇宙飛行士を 目指しているという子供の話も聞かれたようであります。そういう方々に、プロの スポーツでも一緒ですけれども、同じルールの中で小さい時から育てて行くという、 簡単に言うとそういうことを目指しているんだという話でございました。将来的に は議員からもありましたとおり、今の文科省との関係もあるんですけれども、そこ は目指して行きたいということは先生も言われましたけれども、まずは、ここに全 国から早速夏に自然の家に50人程集めて、将来の専門的なことをここで勉強させて、 JAXAも協力をしたいという事でそういう話も一緒にしましたので、そういう方 向にここから情報発信が出来る。そしてまた、そういう人材が5年後、10年後に育 って、そしてデータで全部いろんな分野で仕事をやれる時代ということで、宇宙だ けでなくて全部、介護の部分であったり医療の部分であったり、それから気象関係 であったりいろんな全てデータだという事であります。そういう人を育てて、実際 に都市部で仕事をしなくても、仕事が出来るんだということですので、地方に帰っ てきていただいてそこで起業させて、ここから目的が達成できるような方向で、そ してまた、人をここに呼び込むような方向が出来ないかということを含めたことを やっているところでありまして、今回我々にこういう話がありましたので、是非宇 宙の町として我々も協力して、素晴らしい人材が育っていただければ私どもも地元 からもそういう方が出る可能性があると思いますので、是非頑張っていただきたい ということで、今回協定を結んだところであります。

○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番(福島照男君) 関連しての質問であります。

構想としては非常にいい構想だなというふうに捉えております。具体的にどうして行くかということの第一報ですから、なかなかよう理解出来ないところがたくさんあるんですが。要は新聞報道によると通信教育の学校を開設をして行くというふうな報道になっておりました。全国の高校生向けに情報発信をして、行く行くは地元の子供たちについても対象として行くというふうな中身の報道になっておりましたが、現実的には本町にはロケットの打ち上げ施設だけであってですね、頭脳部分は島外がしっかり押えていて、なかなか何十年も前から企業誘致をしながら実現していないという現実の中で、この通信教育の学校を実際にはどういうふうに発展をさせて行って、それが本町の産業として経済効果として、どういうふうに発展していくのかなと言うのが、いまいち良く頭の中で想像が出来ないですが、そこら辺の具体的な問題と、サイエンスLABと言う横文字なかなか理解できないんですが、具体的にはどういうことをやっていくのか、そこら辺をもうちょっと詳しく説明で

きれば有難いなと思うんですが。お願いいたします。

- **〇議長(塩釜俊朗君**) 企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) サイエンスLABと言いますと、要は、本年度については夏に50人程全国から子供たちを集めまして、そこで合宿的に科学の勉強をするというような形でありまして、いろんな研究もしたりとか、先程町長からもあったその賞を取ったりした子がいますけれども、その子がした研究の内容も勉強したりとか、そういうのをしながら南種子町においてそういう技能を持った子供たちを発掘をして、人材の育成を図って行って、将来的にはそういった子供たちが起業を行ったりとか、会社を起こしたりして、それがまた本町に帰ってくるというような仕組みを作って行きたいというところが簡単に言えばそういったところであります。
- ○議長(塩釜俊朗君) 4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 今の課長の説明によると、宇宙関連、科学関連に関わらずこういう通信制の学校を開きながら、多様性を持った学習科学的な先端部門の勉強をしながら、そういう子供たちが起業に向けて出来るというような内容行くという中身の説明でよろしいですか。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) 全国に100ヶ所くらい作りたいという話でありましたけれども、その足掛かりとして本町については宇宙センターもありますので、その宇宙分野に特化した部分でそういった研究とか勉強していただくというようなことを想定しておりまして、もちろん科学的勉強でありますので、その他の勉強もするとは思いますけれども、本町においてはそういう宇宙に特化した部分をやっていきたいということであります。
- **〇議長(塩釜俊朗君)** 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) なかなか最初聞いた時には、私どもも非常に分かりにくいところがありました。やっぱり横文字も多くて、先生が簡単に話をしてくれるんですけれども、日本全国にそれぞれの得意分野の子がそこに没頭できる場所を、そういう学校を作りたいということでありますので、今現在、eスポーツのプログラマーとかいろんなのが出て来ております。そういった方々もこういう今までのe-kagakuのここで育ったりですね。それからスケートの紀平選手とか、いろいろ経験を踏まえて成長されたお子さんがいらっしゃるみたいです。そこで、まず全国にそういうのを自治体で協力を得られるところで作っていきたいということでありますけれども、今私どものところについては、先生が宇宙開発、衛星であったりいろんな分野で活躍していることに興味を持っているお子さんがかなり多いですので、そういう得意なところを伸ばして行こうということで、私どもの町についてはその分野でと

いうことでのお話であります。

○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和5年度南種子町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第5、議案第20号令和5年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

〇くらし保健課長(木田美幸君) 議案第20号令和5年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、人事異動等に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 169 万 9,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3,486 万 6,000 円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の6県支出金につきましては、保険給付費等交付金のうち特別交付金について、 8万3,000円を増額するものであります。

次に、款の 10 繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、一般会計繰入金、178万2,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費については、職員の給料及び諸手当等について減額するもので、総 務費合計で123万円を減額するものであります。

次に、款の6保健事業費については、会計年度任用職員の報酬及び給料等について補正するもので、保健事業費合計で46万9,000円を減額するものであります。 以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番(上園和信君) 給料、職員手当、共済費が減額になっていますが、これは職員を減らしたということですかね。

それと、保健事業費で会計年度任用職員報酬が 51 万 3,000 円減額、会計年度任 用職員の給料が 7 万 8,000 円増額されていますが、この報酬と給料の違いについて 説明を求めます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) くらし保健課長、木田美幸君。
- ○くらし保健課長(木田美幸君) まず、職員の給料についてでありますが、国保事業から支出している職員は5名の給料の支出をしておりますが、これは人事異動に伴って給料額が高い職員と低い職員といますので、それに伴う減額ということでございます。それから、会計年度任用職員の報酬については、出勤日数の見直しをしていまして、それに伴う減額というふうになっております。報酬と給料の違いでありますけれども、会計年度任用職員のパートタイムについては、報酬から支出をするということになっておりまして、フルタイム職員については、給料から支出をするというふうになっていますのでそのように御理解いただきたいと思います。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和5年度南 種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決さ れました。 日程第6 議案第21号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第6、議案第21号令和5年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長(木田美幸君) 議案第 21 号令和 5 年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、人事異動等に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ 432 万 7,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,732 万 7,000 円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについて御説明いたします。 まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金、款の6県支出金につきましては、地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)分として、それぞれ増額をするものであります。

次に、款の 10 繰入金につきましては、歳出予算の増額に伴い、一般会計繰入金 413 万円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、職員の給料及び諸手当等について増額するもので、 総務費合計で408万3,000円を増額するものであります。

次に、款の5地域支援事業費については、会計年度任用職員の給料及び手当等について増額するもので、地域支援事業費合計で24万4,000円を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号令和5年度南 種子町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第7、議案第22号令和5年度南種子町水道事業会計補正 予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、向江武司君。

〇水道課長(向江武司君) 議案第 22 号令和 5 年度南種子町水道事業会計補正予算 (第1号)について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和5年度南種子町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出を114万4,000円増額し2億5,276万6,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、 予算第8条に定めた経費の金額を改めるもので、4月の職員人事異動に伴うもので、 職員給与費 114万4,000円の増額補正でございます。

次に、予算事項別明細書について御説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

収益的支出について、款の2水道事業費用、項の1営業費用、目の4総係費について114万4,000円増額し、6,040万4,000円とするもので、職員給料、各種手当、 法定福利費の増額となります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和5年度南 種子町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 同意第2号 副町長の選任について

○議長(塩釜俊朗君) 日程第8、同意第2号副町長の選任について同意を求める件を 議題とします。ここで副町長の退席を求めます。

「小脇隆則副町長退席】

- ○議長(塩釜俊朗君) 提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** それでは、同意第2号について御説明申し上げます。

同意第2号は、副町長の選任についてでございます。

副町長に下記のとおり選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の 同意を求めるものでございます。

住所は南種子町西之 4586 番地 2、氏名は小脇隆則、昭和 39 年 10 月 24 日生まれでございます。なお、履歴事項につきましては別添のとおりであります。

任期満了に伴い選任するもので、小脇隆則氏を適任者として認め提案するもので ございます。

御同意方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。
 - これから同意第2号を採決します。
 - この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖〕

○議長(塩釜俊朗君) ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、7番、大崎 照男君、8番、上園和信君を指名します。

投票用紙を配ります。

「投票用紙の配布]

〇議長(塩釜俊朗君) 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の 方は「反対」と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明 らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定によって同意しないものとみなします。 投票用紙の配布漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検〕

○議長(塩釜俊朗君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼·議員投票]

1番	川内田行博議員	2番	野首	久教議員
3番	平畠 強議員	4番	福島	照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田	博議員
7番	大﨑 照男議員	8番	上園	和信議員
9番	濱田 一徳議員			

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。 7番、大崎照男君、8番、上園和信君、開票の立会いをお願い します。

「開票〕

〇議長(塩釜俊朗君) 開票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票、有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

「議場開鎖〕

[小脇隆則副町長入場]

----·

日程第9 同意第3号 監査委員の選任について

O議長(塩釜俊朗君) 日程第9、同意第3号監査委員の選任について同意を求める件 を議題とします。 提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

〇町長(小園裕康君) それでは、同意第3号について御説明申し上げます。

同意第3号は、監査委員の選任についてでございます。

監査委員に下記のとおり選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は南種子町中之上 2076 番地 11、氏名は日髙二生、昭和 29 年 2 月 26 日生まれでございます。なお、履歴事項につきましては別添のとおりであります。

本件は、識見を有する者の監査委員として、任期満了に伴い選任するもので、日高二生氏を適任者として認め提案するものでございます。

御同意方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(塩釜俊朗君) ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、7番、大崎 照男君、8番、上園和信君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○議長(塩釜俊朗君) 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(塩釜俊朗君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順

番に投票をお願いします。

[事務局長点呼·議員投票]

川内田行博議員	2番	野首	久教議員
平畠 強議員	4番	福島	照男議員
名越多喜子議員	6番	柳田	博議員
大﨑 照男議員	8番	上園	和信議員
濱田 一徳議員			
	平畠 強議員 名越多喜子議員 大﨑 照男議員	平島 強議員 4番 名越多喜子議員 6番 大崎 照男議員 8番	平畠 強議員 4番 福島 名越多喜子議員 6番 柳田 大崎 照男議員 8番 上園

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、大崎照男君、8番、上園和信君、開票の立会いをお願い します。

[開票]

〇議長(塩釜俊朗君) 開票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効 投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号監査委員の選任について 同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

「議場開鎖〕

日程第 10 同意第 4 号 監査委員の選任について

O議長(塩釜俊朗君) 日程第 10、同意第4号監査委員の選任について同意を求める 件を議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、名越多喜子さんの退場を 求めます。

「名越多喜子さん退場〕

- ○議長(塩釜俊朗君) 提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** それでは、同意第4号について御説明申し上げます。

同意第4号は、監査委員の選任についてでございます。

監査委員に下記のとおり選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は南種子町中之上 3121 番地、氏名は名越多喜子、昭和 26 年 1 月 12 日生まれでございます。なお、履歴事項につきましては別添のとおりであります。

本件は、議会議員選出の監査委員として選任するものでございまして、名越多喜 子氏を適任者として認め提案するものでございます。

御同意方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- ○議長(塩釜俊朗君) まず、原案に反対者の討論を許します。8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 同意第4号に反対するものであります。

決して名越多喜子議員に反対するものではありません。議会選出監査委員の候補 者選出は、5月1日の全員協議会において、希望者を募ったところ二人が希望、手 を挙げたところであります。全員協議会で全員に諮り検討したところ、議選監査委 員の選出方法は選挙で行うことになり、議員控室から議会本会議場に移り選挙で実 施されたところであります。その結果、議会選出監査委員候補に名越多喜子議員が 決定をしました。

議選監査委員の選出方法についての規定、例規集のどこにも載っていないようであります。載っていましたら教えてください。これまでは指名推選あるいは自薦、「自薦と言うのは自分で自分を推薦すること。」の方式を採用し、議員全員の了解のもとスムーズに議選監査委員候補者を決定してきた記憶があります。選挙により実施したのは今回が初めてのことではないかと思います。この議会選出監査委員の候補者選出、選挙で実施した以上当然、南種子町議会会議規則第28条、議場の出入口閉鎖、第29条第2項、投票箱の点検、第32条、開票及び投票の効力、2人以上の立ち合いと共に投票の点検が準用されるものと思います。これに準拠した選挙が実施されたのか甚だ疑問に思うところであります。

この同意第4号を可決すると、これからの議選監査委員候補者の選出方法は今回にならい、投票の方法で実施されることが懸念されます。これによって激しい選挙戦が展開され、派閥が出来、実際今回選挙に持ち込んだことから6対4の派閥が生まれました。あつれきが生じこれからの議会運営に支障を来すことが予想されます。これを考えた時に議選監査委員候補者の決め方を、これまでの指名推選、あるいは自薦、方式に戻さなければならないと考えます。私は名越多喜子議員に反対するものではありません。彼女は人格、見識ともに優れた女性議員であり、町民の代表者であります。

2回繰り返しますが監査委員候補者の決め方を、指名推選あるいは自薦方式に戻す必要性を痛感しているところであります。よって同意第4号に反対するものであ

ります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) 次に原案に賛成者の討論を許します。

他に、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖〕

○議長(塩釜俊朗君) ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、7番、大崎 照男君、8番、上園和信君を指名します。

投票用紙を配ります。

「投票用紙の配布]

○議長(塩釜俊朗君) 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検]

○議長(塩釜俊朗君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票をお願いします。

「事務局長点呼・議員投票〕

1番	川内日	日行博議員	2番	野首	久教議員
3番	平畠	強議員	4番	福島	照男議員
6番	柳田	博議員	7番	大﨑	照男議員
8番	上園	和信議員	9番	濱田	一徳議員

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、大崎照男君、8番、上園和信君、開票の立会いをお願い します。

[開票]

〇議長(塩釜俊朗君) 開票の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効 投票0票、有効投票のうち、賛成7票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号監査委員の選任について 同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

「名越多喜子さん入場」

閉会

○議長(塩釜俊朗君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第2回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さま でした。

閉会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 平 畠 強

南種子町議会議員 福島 照男